

茨城県最低賃金が「時間額 822円」に

茨城県最低賃金は、

平成30年10月1日（月）から時間額822円（26円引上げ）
に改定されました。

年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、茨城労働局賃金室（電話029-224-6216）または、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

.....

最低賃金引上げに向けた事業者への支援として、以下の相談窓口や助成金が利用できます。

ワン・ストップ無料相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター（電話0120-971-728）

業務改善助成金

上記センターのほか、

茨城労働局雇用環境・均等室（電話029-277-8294）

キャリアアップ助成金

茨城労働局職業対策課（電話029-224-6219）